

令和2年第1回定例会（6月議会）

予算特別委員会福祉環境分科会提出資料

—— 追加提案分 ——

令和2年6月23日

健 康 福 祉 部

目 次

◎ 予算関係

- 1 (新) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止における慰労金支給事業
(福祉政策課) 1
- 2 災害医療体制整備事業
(医務薬事課) 2

事業概要

福祉政策課

事業名	内 容						
<p>⑨ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止における慰労金支給事業</p> <p>5, 275, 544千円</p> <p style="font-size: 2em;">⎵</p> <p>⑩ 5, 065, 537</p> <p>⑩ 7</p> <p>⑩ 210, 000</p>	<p>1 事業目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染リスクを伴う厳しい環境の中、強い使命感をもって医療機関や福祉施設等で業務に従事している方々に対し、慰労金を支給する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 支給対象施設</p> <p>病院、診療所、訪問看護ステーション、歯科診療所、介護サービス事業所、軽費・養護老人ホーム、障害福祉サービス事業所、調剤薬局 等</p> <p>(2) 給付対象者・給付額</p> <p>令和2年3月6日（県内患者1例目の発生日）から、6月30日までの間に10日以上勤務した下記①～③の職員等（派遣、委託を含む）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>①感染症患者の診療等を行った 指定医療機関等の職員等</td> <td style="text-align: right;">20万円</td> </tr> <tr> <td>②感染症患者の診療等を行わなかった 指定医療機関等の職員等</td> <td style="text-align: right;">10万円</td> </tr> <tr> <td>③上記以外の職員等</td> <td style="text-align: right;">5万円</td> </tr> </table> <p>(3) 給付までの流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①県と秋田県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が申請受付及び支払事務の委託契約を締結 [7月上旬] ②病院等が支給対象者分をとりまとめ、国保連のシステムを活用して支払いを申請 [7月下旬より] ③県が国保連から提供された申請データを審査 ④国保連が病院等に慰労金を支払い ⑤病院等が支給対象者に支払い [8月下旬より] ⑥病院等が県に実績を報告 	①感染症患者の診療等を行った 指定医療機関等の職員等	20万円	②感染症患者の診療等を行わなかった 指定医療機関等の職員等	10万円	③上記以外の職員等	5万円
①感染症患者の診療等を行った 指定医療機関等の職員等	20万円						
②感染症患者の診療等を行わなかった 指定医療機関等の職員等	10万円						
③上記以外の職員等	5万円						

事業概要

医務薬事課

事業名	内 容																
<p>災害医療体制整備事業 (新 医療機関・薬局等 感染拡大防止対策支援事業)</p> <p>2,714,919千円</p> <p>(国 2,714,917 諸 2)</p>	<p>1 事業目的 病院や調剤薬局等が、施設内の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む経費に対して助成する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 対象施設 病院、診療所、訪問看護ステーション、歯科診療所、調剤薬局 等</p> <p>(2) 対象経費 院内感染を防止するための定期的な清拭・消毒、患者の動線確保・レイアウト変更、医療従事者への研修等に要する経費</p> <p>(3) 補助内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">補助上限額 (千円)</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">定額</th> <th style="width: 40%;">病床</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> <td style="text-align: center;">50×病床数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">診療所 (医科・歯科)</td> <td>有床</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> </tr> <tr> <td>無床</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> <tr> <td>調剤薬局等</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">700</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助率 国10/10</p> <p>(4) 交付までの流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①県と秋田県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が申請受付及び支払事務の委託契約を締結 [7月上旬] ②病院等が国保連のシステムを活用して補助金の交付を申請 [7月下旬より] ③県が国保連から提供された申請データを審査 ④国保連が病院等に補助金を概算支払い[8月下旬より] ⑤病院等が県に実績を報告 	区分	補助上限額 (千円)		定額	病床	病院	2,000	50×病床数	診療所 (医科・歯科)	有床	2,000	無床	1,000	調剤薬局等	700	
区分	補助上限額 (千円)																
	定額	病床															
病院	2,000	50×病床数															
診療所 (医科・歯科)	有床	2,000															
	無床	1,000															
調剤薬局等	700																